

平成30年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等(養護者による高齢者虐待)

1 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって要介護従事者等以外の者」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

(1) 相談・通報対応件数

表1 相談・通報対応等件数

	平成29年度	平成30年度	増減	%
相談・通報件数	1,650	1,745	95	5.8
虐待判断事例総件数	1,105	1,024	-81	-7.3

(2) 相談・通報者

表2 相談・通報者(複数回答)

	介護支援 専門員	介護保険事 業所職員	医療機関従 事者	近隣住民・友 人	民生 委員	被虐待者 本人	家族・ 親族	虐待者自 身	当該 市町村行 政職員	警察	その他	不明 (匿名を 含む)	合計
人	595	132	90	56	26	133	148	26	87	473	169	1	1,936
%	30.7	6.8	4.6	2.9	1.3	6.9	7.6	1.3	4.5	24.4	8.7	0.1	100.0

(注1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報件数に一致しない。

(3) 事実確認の状況

「事実確認を行った」が1,675(94.2%)、「事実確認調査を行っていない」が103(5.8%)であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第11条により「立入調査を行った事例」は4(0.2%)であり、「訪問調査を行った事例」960(54.0%)、「関係者からの情報収集のみでの調査を行った事例」711(40.0%)であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が96(5.4%)、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が7(0.4%)である。

(4) 事実確認の結果

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)の件数は、1,024件であった。

(5) 虐待の種別・類型

表3 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護・世話の 放棄、放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
件数	780	143	345	4	151	1,423	1040
%	75.0	13.8	33.2	0.4	14.5	-	-

(注1) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性及び年齢(表4・5)

表4 性別(人)

	男性	女性	不明	合計
人	231	809	0	1,040
%	22.2	77.8	0.0	100.0

表5 年齢(人)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～90歳	90歳以上	不明	合計
人	122	159	242	266	159	91	1	1,040
%	11.7	15.3	23.3	25.6	15.3	8.8	0.1	100.0

イ 被虐待者の介護保険の申請状況

表6 要介護認定者の要介護状態区分

	未申請	申請中	認定済み	認定非該当	不明	合計
人数	281	38	643	75	3	1,040
%	27.0	3.7	61.8	7.2	0.3	100.0

ウ 介護保険認定済者の要介護度及び認知症日常生活自立度(表7・8)

表7 介護保険認定済者の要介護度

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明	合計
41	76	168	132	118	60	48	0	643
6.4	11.8	26.1	20.5	18.4	9.3	7.5	0.0	100.0

表8 要介護認定者の認知症日常生活自立度

自立又は認知症なし	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度Ⅴ	認知症あるが自立度不	認知症の有無不明	合計
51	129	221	134	50	14	20	24	643
7.9	20.1	34.4	20.8	7.8	2.2	3.1	3.7	100.0

エ 虐待者との同居・別居の状況

表9 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者と同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	493	412	132	3	0	1,040
%	47.4	39.6	12.7	0.3	0.0	100.0

オ 世帯構成

「未婚の子と同居」が396件(38.1%)と最も多く、「夫婦のみ世帯」は236件(22.7%)、「子夫婦と同居」が156件(15.0%)であった。

カ 虐待者との関係

表10 虐待者と被高齢虐待との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	284	69	413	177	36	9	15	30	48	2	1,083
%	26.2	6.4	38.1	16.3	3.3	0.8	1.4	2.8	4.4	0.2	100.0

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延べ人数について集計

(7) 虐待への対応策について

ア 分離の有無について

表11 虐待への対応策としての分離の有無

	分離を行った	分離していない	対応検討・調整中	既に分離状態(別居、入院、入所等)	その他	合計
件数	374	996	33	186	219	1,808
%	20.7	55.1	1.8	10.3	12.1	100.0

※虐待への対応策には、対象年度以前に被虐待高齢者と判断した人数のうち、平成30年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は平成30年度の被虐待高齢者数1,040件と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応

表12 分離を行った事例の対応の内訳(件)

	契約による介護保険サービスの利用	老人福祉法に基づくやむを得ない理由等による措置	緊急一時保護	医療機関への一時入院	左記以外の住まい・施設等の利用	虐待者を高齢者から分離(転居等)	その他	合計
件数	117	35	56	51	60	28	27	374
%	31.3	9.4	15.0	13.6	16.0	7.5	7.2	100.0
面会制限を行った事例(内数)	13	24	42	10	23	2	3	117

ウ 分離していない事例の対応の内訳

表13 分離を行っていない事例の対応の内訳(複数回答)

	養護者に対する助言・指導	養護者が介護負担軽減のための事業に参加する	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	既に介護保険サービスを受けているがケアプランを見直し	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	その他	見守り	合計(人数)
件数	519	28	84	245	49	121	320	996
%	52.1	2.8	8.4	24.6	4.9	12.1	32.1	—

(注1) %は被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない1,366件に対する割合である。

(注2) 「見守り」は、他の対応と重複がない事例のみ計上されている。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に対する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が38件、「利用手続き中」が15件であり、これらを合わせた53件のうち、市町村長申し立ての事例は29件(54.7%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は30件であった。

(8) 虐待等による死亡事例件数

「介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、市町村が把握している事例は2件であった。

2 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

表14 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備について

項目	29年度実施(市町村数)	29年度実施(%)	30年度実施(市町村数)	30年度実施(%)
対応窓口部局の住民への周知	45	83.3	45	83.3
地域包括支援センター等の関係者への研修	44	81.5	44	81.5
講演会や広報誌等による住民への啓発活動	40	74.1	38	70.4
居宅介護サービス事業者に法についての周知	38	70.4	37	68.5
介護保険施設に法について周知	36	66.7	37	68.5
独自の対応マニュアル、業務指針等の作成	39	72.2	40	74.1
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	40	74.1	44	81.5
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	29	53.7	32	59.3
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	29	53.7	30	55.6
成年後見制度の市町村長への申し立ての体制強化	44	81.5	46	85.2
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	30	55.6	26	48.1
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	42	77.8	43	79.6
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	49	90.7	50	92.6
日常生活を営むのに支障がありながら、必要なサービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	46	85.2	50	92.6